

特定保健指導

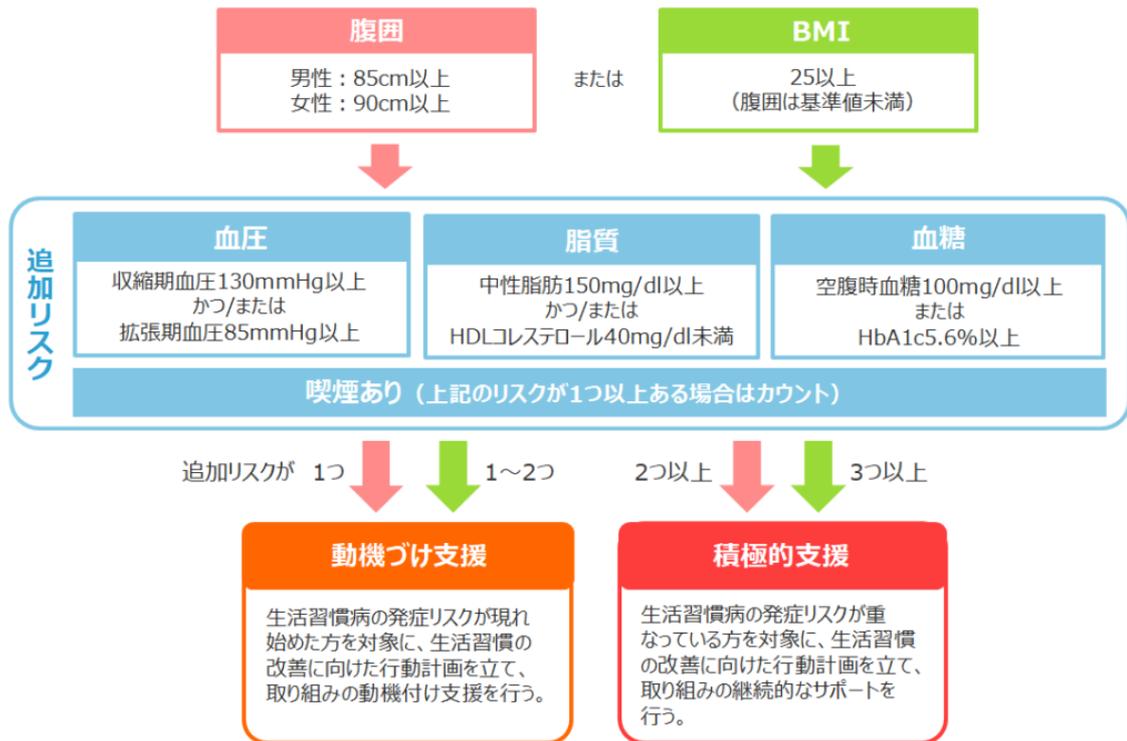
健康保険組合

特定保健指導とは

40歳から74歳の方に行っている特定健診（腹囲や体重、血糖値、血圧、脂質などの検査）の結果、病気の判定まではいかないけれども正常値よりも高い項目があり、生活習慣の改善が必要であると判断された場合に、特定保健指導の対象となり、食生活や運動習慣の見直しといった生活習慣の改善支援が行われます。

当組合では、スマートフォンを利用したオンラインによる特定保健指導をおこなっています。対象者になられたら方へご連絡させていただきますので、受診していただきますようお願いいたします。（健診の結果を見られて、自分が対象者ではないかと思われた方は、健康保険組合までお尋ねください）

特定保健指導の対象となる方



※ 血圧・血糖・脂質の治療に係る薬を服用している方該当しません。

特定健診・特定保健指導を受けないとどうなるのか？

特定健診・特定保健指導は法律で定められた制度であり、医療保険者（健保組合）は実施が義務づけられています。実施率が低い場合には、ペナルティーとして保険者が国に納める後期高齢者支援金が加算され、健保組合の財政逼迫に繋がります。